

学校交際費執行要領 (昭和47年4月1日)

1 趣旨

学校交際費は、学校長が対外的に学校の総意を表す経費及び学校経営上必要と認められる車代とする。

2 交際費の範囲

- ・ 学校関係のものとする。
- ・ 市立学校間では使用しない。
- ・ 教職員にかかるものには使用しない。
- ・ 児童・生活指導上及び学校経営上緊急対処が必要とされる車代

3 交際費支出事由例と基準金額

1件当たりの金額は、原則として次に定める額以内とする

- | | | | |
|-----|-----|---------------|---|
| (1) | 弔慰金 | <u>5,000円</u> | ・ 児童・生徒の死亡
・ 保護者の死亡
・ 教育功労者の死亡 |
| (2) | 祝金 | <u>3,000円</u> | ・ 市立学校を除く学校の行事
・ 学区内町内会の行事 |
| (3) | 見舞金 | <u>5,000円</u> | ・ 児童・生徒の入院、災害
・ 教育功労者の入院、災害 |
| (4) | 謝礼金 | <u>3,000円</u> | ・ 民間人の協力
・ 民間人の児童生徒に対する人命救助 |
| (5) | 車代 | | ・ 児童・生徒指導上及び学校運営上、緊急対処が必要とされる車代。ただし、健康教育課で扱っている児童・生徒、学校事故移送費にあたる経費はそれにて扱い、また来賓の送迎には使用しない。 |

4 上記以外のもので、特別な計らいが必要と考えられるものについては、その都度学校会計担当と協議する。